

エステート・プランニング 書類作成ワークショップ開催

カリフォルニア州弁護士、宮本ガン美紀子さんによるカリフォルニア州遺産相続・贈与書類作成ワークショップを開催致します。

エステートプランは必要だとは分かっている、何から始めたらいいのか分からない、どのようなものか分からないという方の為のセミナー後、弁護士のリーガルアドバイスのもと、法的効力のある書類を3種類作成します。

開催予定日と会場は以下の通りです。

8月4日(土) 午前10:00～午後1:00

Liberty Station Conference Center
2600 Laning Road,
San Diego, CA 92106

ワークショップでは、以下の3つの書類を作成いたします。

- 遺言書 (Will) (こちらには未成年者のお子様をお持ちの方は、お子様を実際育てる後見人と、お子様の財産の管理人を選任することが可能です。)
- 委任状 (Power of Attorney)
- 事前医療指示書 (Advance Health Care Directive)

参加料 (開催日1週間前までにお支払い願います):

個人でご参加される方: 250ドル

ご夫婦またはカップル(Registered Domestic Partners)でご参加される方: 400ドル

(当日のノータリーサービスとコピー代金、郵送料は参加料金に含まれています。)

お支払い方法

クレジットカードないしデビットカードでお支払い希望の方は下記のリンクからどうぞ。

<https://secure.lawpay.com/pages/mikikomgunnlaw/trust>

またはパーソナルチェック、マネーオーダーを The Law Office of Mikiko M Gunn 宛で下記当事務所住所まで開催日1週間前までに到着するようにお送りください。

The Law Office of Mikiko M Gunn
3111 Camino Del Rio North, Suite 400
San Diego, CA 92108

キャンセル・返金ポリシー

開催日前日までにキャンセルされた場合は全額返金致します。当日キャンセルの場合は返金は出来ませんのでご了承ください。

ワークショップで作成する書類について

今回のワークショップで作成する書類はベーシックなものであり、リビングトラストは含みません。しかしながら、時間と費用のかさむプロベート(遺言検認)を、リビングトラストなしで出来るだけ回避出来るエステートプランニングの方法をご紹介します。作成に数千ドルの弁護士料のかかるエステートプランのようにカスタマイズされた書類とはいきませんが、ご署名とノタリーサービスを完了させれば、立派な法的効力をもつあなたとあなたの家族の為のエステートプランが完成します。ワークショップ後、当事務所でコピーを作成し、原本とコピー1部をご自宅へ郵送いたします。

不動産を所有される方は、家の名義書に相続人指定を加える必要がある場合があります。その場合、弁護士に書類作成と手続きをご依頼された場合には別途弁護士料(300ドル～)が必要となります。家の名義書はワークショップ開催日当日には作成完了できませんので、ご了承ください。

ワークショップ参加前に

ご参加登録を済まされた方には、エステートプランニングの質問票をお送りいたしますので、ご記入後、開催日1週間前までに当事務所へお送りください。郵送、ファックス、もしくはメールでご提出ください。必要情報が不足している場合には、開催日当日、上記の書類が完成出来ない可能性がありますので、ご了承ください。その場合には、後日、別途弁護士料(1時間250ドル)を支払っていただいて、書類完成となります。

英日バイリンガルワークショップ

ご主人や奥様は日本語が分からないという方もご夫婦で一緒にご参加ください。弁護士が英語・日本語バイリンガルのセミナーとワークショップを行います。質問票も日本語、英語で用意しております。

その他の注意点

現在の配偶者以外の方とのお子様がいらっしゃる場合、配偶者の方と共に3億ドル以上の財産をお持ちの方、障がい児をお持ちの場合、配偶者とお子様以外の扶養家族がいらっしゃる場合は、このワークショップで作成する書類ではご参加希望の方のニーズやご希望を満たせない可能性がありますので、当事務所までお問合せください。

ワークショップ参加後、カスタマイズされたエステートプラン作成を当事務所にご依頼いただいた場合には、ワークショップ参加日から2年以内に限り、参加料分をエステートプラン作成料から差し引かせていただきます。

ワークショップに含まれる物：

- 上記3種類のエステートプラン基本書類
 - 遺言書 (Will) (こちらには未成年者のお子様をお持ちの方は、後見人と、お子様に残される財産の管理人を選任することが可能です。)
 - 委任状 (Power of Attorney)
 - 事前医療指示書 (Advance Health Care Directive)
- 生命保険とリタイアメント受取人指定についての大事な点の説明
- リーガルアドバイス
- 英語・日本語によるバイリンガルのワークショップ (英語による説明を希望される参加者がいらっしゃる場合)

ワークショップに含まれない物：

- 数千ドルの弁護士料を払ったようなカスタマイズされたエステートプラン
- 信託 (リビングトラスト) : ワークショップで作成する書類のみでは、プロベート回避が完全ではありません。しかし、リビングトラストを作成せず、出来るだけプロベート裁判を避ける方法と手段をご紹介します。
- 弁護士からの1対1でのリーガルアドバイス
- ワークショップ中の個人情報の保護：他の参加者の方も同じ部屋にいますので、出来るだけの努力はいたしますが、プライベートな空間とはいきませんので、個人情報の完全な保護は保障出来ません。ご了承ください。

お席に限りがございますので、ぜひ、お早目にご登録ください。